

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 菅野 ひろのり

- 1 日時
令和4年8月31日（水曜日）
午前10時0分開会、午後1時40分散会
（現地調査 10時10分～午前11時50分）
（休憩 午前11時50分～午後1時0分）
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
菅野ひろのり委員長、高橋穂至副委員長、関根敏伸委員、名須川晋委員、
城内よしひこ委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
糠森担当書記、及川担当書記、藤原併任書記、柳原併任書記、金野併任書記、
高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
総務部
千葉総務部長、村上副部長兼総務室長、草木法務・情報公開課長、
山田財政課総括課長、和田管財課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
継続調査（復興防災部関係）
「線状降水帯予報と防災対策について」
- 9 議事の内容

○菅野ひろのり委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり線状降水帯予報と防災対策について、現地に出向いて調査を行います。

なお、本日は閉会中の委員会であり、現地調査を行うこととしているため、執行部に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、総務部から（仮称）個人情報保護等に関する条例等の骨子案についてほか1件について発言を求められております。このため現地調査終了後、議事堂に戻った時点で昼食休憩とし、その後総務部の職員を入室させた上

で、午後1時から委員会を再開し、発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、バスで移動いたしますので、玄関前まで御移動願います。

〔線状降水帯予報と防災対策について現地調査を実施〕

〔休憩〕

〔再開〕

○菅野ひろのり委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、総務部から（仮称）個人情報の保護等に関する条例等の骨子案についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○草木法務・情報公開課長 この際、（仮称）個人情報保護等に関する条例等の骨子案についてお配りしております資料により御説明させていただきます。

資料の1ページ目は、法改正に伴う制度見直しの全体像について説明する内容となっておりますが、8月2日の閉会中の常任委員会において御説明した内容と同一となっておりますので、詳細な説明は省略いたしますが、従来、岩手県独自の個人情報の保護に関する条例により運用しておりました個人情報保護制度について、法改正により法の適用を受けることに伴い条例改正が必要となった旨を記載しております。

2ページ目にお移りください。こちらも前回の資料と同様の内容となっておりますので、詳細な説明は省略いたしますが、主な論点は(1)の本県独自の請求権の取り扱い、(2)の本県独自の保護措置等の取り扱い、(3)の法から条例委任されております開示等の手続の取り扱いとなります。

3ページ目にお移りください。4の検討の方向性についてですが、(1)は条例改正に係る検討状況となっております。今回の条例改正は、これまでの県の独自の請求権や保護措置の取り扱いの見直しが必要となるため、岩手県の個人情報保護審議会において慎重な審議をいただいたほか、複数の学識経験者等から意見をいただき、先進県へのヒアリング等も行いながら丁寧に検討を重ねてきたところであり、本骨子案はこれらの意見を踏まえた内容となっております。

(2)は、条例改正の基本的な考え方についてですが、法適用を受けることに伴い制定する条例を新法の施行に関する条例といたしますが、従来の本県独自の請求権や保護措置については新法との整合性を考慮しつつ、別途制度を設け提示するなど岩手県民に対する影響や支障が可能な限り最低限にとどめる内容とすることとしております。なお、新法は国の個人情報保護委員会が一元管理することとなり、岩手県で独自のルールを設けることを許容していない項目もあるため、条例外の任意での制度を設けることなどにより対応することとしております。

次に、5の個人情報保護条例の骨子案についてですが、(1)の趣旨は前述のとおり新法の施行に関し必要な事項を定めようとするものです。

(2)の用語の定義は、この条例で使用する用語の定義は法令で使用する用語の例による旨を定めることとしております。また、条例の適用を受ける実施機関については、現行制度と同様に岩手県が機関とする旨を定めようとするものです。

(3)の個人情報取扱事務登録簿は、新法において作成、公表の対象外とされました1,000未満の個人情報等につきまして、引き続き条例に基づき作成、公表する旨を定めようとするものです。

(4)の開示請求に係る手数料は、現行制度では手数料ではなく実費を徴収しているところですが、法適用に伴い実費の範囲内において条例で定める手数料を徴収することとする必要があるため、条例化を機に必要な見直しをしようとするものであります。

(5)の審査請求をすべき行政庁に係る行政不服審査法の特例は、岩手県議会及び地方独立行政法人に対する審査請求があった場合は、現行制度と同様岩手県の個人情報保護審査会に対して諮問する旨を定めようとするものであります。

(6)の開示等の手続及び審査請求の手続に関する規定は、新法において地方公共団体が独自の定めを置くことができることとされた手続について、岩手県民のサービスの維持、手続の迅速化の観点から現行制度を維持しようとするものであります。

4ページ目にお移りください。(7)の行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料は、新法の規定により政令で定める手数料を標準として条例で定めることとされており、政令を参考として妥当な額を定めることといたします。なお、行政機関等匿名加工情報についてですが、個人情報を匿名化して復元できないようにしたデータを指すものですが、新法では事業者はこの提供を行政機関等に求めることができることとされており、提供に必要な手数料を定めるものであります。

(8)の個人情報保護条例の特例についてですが、死者に関する情報の開示請求権については、個人情報保護制度とは別制度としてこの条例に規定しようとするものであります。また、それ以外の岩手県独自の請求権と保護措置については、国の個人情報保護委員会から法との抵触があり、許容されないとの指摘があり、条例による措置を定めることは困難であることが考えられることから、条例外の任意の制度を設けることも含め、新法への移行による支障を軽減する措置を講じようとするものであります。

(9)の附則は、法施行日の令和5年4月1日の施行を目指すものであります。また、新条例の施行に伴い、現行条例は廃止する必要がありますので、その旨を定めるとともに条例施行に伴う必要な経過措置を定めることとします。

(10)についてですが、個人情報の開示請求に係る手数料を設定する場合、情報公開に係る開示請求についても制度的均衡の観点から同様の改正が必要である旨を補足しております。

6の情報公開条例の一部を改正する条例の骨子案は、先ほど申し上げましたとおり個人情報の開示請求手数料について、手数料化することに伴い見直しがされることとなっ

た場合、同様の改正をするものであり、個人情報保護条例と同日の令和5年4月1日の施行を目指すこととします。

7の条例改正のスケジュールについてですが、今後パブリックコメントを経て最終案を作成し、12月定例会への提案を目指しているところでございます。なお、資料に個人情報保護審議会からの答申も添付しておりますので、お手数ですが、適宜ごらんいただければ幸いです。

以上で説明を終わります。

○和田管財課総括課長 県庁舎について、お手元の配付資料により御説明いたします。

県庁舎については、9月補正予算に耐震診断に要する経費を計上することで準備を進めておりますが、県庁舎の現状や耐震診断の必要性とともに、県庁舎のあり方検討の考え方やスケジュール等について事前に報告するものでございます。

1の基本的な考え方ですが、県庁舎のあり方検討に当たっては、県庁舎の耐震性能や老朽化の状況等を科学的に明らかにし、改修や建てかえなどの判断とあわせ、行政のDX化の進展などさまざまな見通しを踏まえ、将来にわたって持続可能な行政サービスが提供できるよう適正な規模や機能、財源確保策、整備手法など県庁所在地である盛岡市などと緊密に連携しながら多角的な観点から検討を進める必要があると考えております。

下の箱書きには、前回御報告いたしました県庁舎の現状と課題、そしてあり方検討に当たって考慮すべき項目として組織体制の見通し、働き方改革の動向、中長期財政見通し、いわて県民計画（2019～2028）への位置づけ、公共施設等総合管理計画との整合性、（仮称）内丸プランとの関係を項目出ししております。

資料の2ページをごらん願います。2の検討項目についてでございますが、現在の県庁舎を耐震改修して使用するか、建てかえするか、どちらが適当か判断するため、耐震診断により現庁舎の強度や補強による執務面積、残存期間などを科学的に明らかにした上で、下記の項目等について検討したいと考えております。

改修や建てかえによって検討項目や内容が少し異なってまいりますけれども、基本的には次の6項目と考えております。①として、庁舎の機能でございますけれども、デジタル化の進展に伴う行政サービスの提供や働き方改革の動向、省エネルギーへの配慮等を踏まえた適正な機能確保、高い耐震性と防災拠点としての機能確保、そういったものを検討してまいりたいと考えております。

②の庁舎の規模は、組織体制の見通しや庁内のDX化、働き方改革の動向等を踏まえた適正な規模の検討。

③の庁舎の県民利用については、県民が快適に安心して利用できる機能や県民が利用するエリア、状況によっては県民利用施設との複合化等についても検討が必要ではないかと考えております。

④、庁舎の位置と⑤、整備手法は、主に建てかえの場合が該当となりますけれども、

適切な位置や単独整備以外のPPP/PFI方式、合築、集約などさまざまな整備手法について検討が必要と考えております。

⑥の整備財源は、事業費の一定程度を一般財源で確保する必要がございますので、その財源確保策について検討が必要と考えております。

資料の3ページをごらん願います。3の県庁舎整備の検討スケジュールでございますけれども、関係する計画と県庁舎のあり方検討の大まかなスケジュールを落とし込んだものでございます。1行目から3行目までは、いわて県民計画、公共施設等総合管理計画、盛岡市の（仮称）内丸プランのスケジュールを載せております。（仮称）内丸プランは、令和5年度に策定予定となっております。

4行目からは、県庁舎のあり方検討に関係するスケジュールを載せております。耐震診断の予算を9月定例会に提案し、お認めいただければ、その後契約から7カ月後に診断結果が出てくる予定でございます。その結果、現庁舎の耐震基準達成の可否、継続使用見込み年数、そして今回は耐震補強の提案もいただきますので、費用や執務スペースの影響、そして法不適合の適合可能性、そういったことが明らかになります。

それを踏まえまして、改修の場合、建てかえの場合に分け、規模や機能、県民利用、整備費用、将来的な負担の見通しなどを比較検討し、専門家の知見もいただきながら総合的に方向性を判断していきたいと考えております。また、その過程において庁舎の位置についても、（仮称）内丸プランに参画しながら検討していくこととなります。

あり方検討で改修や建てかえの方向性が出た後は、本格的な整備構想等に移りますけれども、整備構想、設計、工事等に移行することとなります。建てかえの場合ですと、そこから完成まで10年程度見込まれます。

これらの検討を進める間、議会には要所、要所で随時報告し、御意見をいただきながら、また岩手県民の皆様には建てかえの整備構想とあわせて御意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

資料の4ページをごらん願います。4の他県の整備例でございますが、現段階で改修や建てかえの費用がどの程度となるか算定することは難しいことから、他県の例でお示ししたものでございます。延べ床面積や工法等の違いもあり、単純に比較できませんが、Aの現地建てかえでございますけれども、これは岐阜県の例でございます。同一敷地内で建てかえを行い、21階の行政棟と6階の議会等を建設したものでございまして、483億円ほどかかっております。岐阜県の場合は、敷地面積が約15万8,000平米と、本県は現在約1万2,000平米でございますから、13倍もの敷地面積の中で現地で建てかえを行ったというものでございます。

Bの移転新築は、長崎県の例でございますけれども、新駅隣接地に約3万平米ほどの新たな用地を取得しまして、8階の行政棟と5階の議会棟等を建設し、361億円ほどかかっております。

Cの改修、増築は神奈川県の場合でございますけれども、神奈川県の場合、本庁舎、西庁舎、東庁舎、新庁舎の四つの庁舎で構成されておまして、唯一耐震改修を行っていない新庁舎の免震改修と免震層の設置に伴いエネルギー棟を新たに増設した例で、約230億円ほどかかっております。

参考には、仮に神奈川県と同様に免震層を我が県庁舎にも設けた改修を行うとした場合、不足する面積を民間ビルの賃貸で40年間補うとすれば、プラスさらに60億円ほどかかるという試算を記載しております。

これらの総工事費は、建物建設工事の費用で、外構や用地取得が含まれておらず、本県の場合は、さらに寒冷地仕様も別に加算されることとなります。

また、これとは別に現庁舎の解体費用とか、仮庁舎費用だとか、移転費用等、そういったものもかかることになります。

下の表は、A、B、Cの例ごとに一般的な庁舎スケジュールを載せており、方針決定後9年から10年程度整備期間を要することとなります。

資料の5ページをごらん願います。5ページ以降は参考となります。(1)として、先ほどの整備手法ごとに事業期間、用地、仮移転、維持管理費、検討事項等をまとめたものでございます。

資料の6ページをごらん願います。(2)として、整備に当たっては県が直接整備するほか、PPP/PFI方式など民間との協働による整備も視野に検討する必要があると考えており、代表的な整備方式とメリット、デメリットをまとめたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの御報告に対して質疑はありませんか。

○飯澤匡委員 県庁舎について、これは建てかえではないですか。どういうことなのかね。この間、千葉総務部長が庁内では検討を進めてきたというけれども、にわかになんかこれが俎上に上がったのは知事の後援者との会合での発言です。地元紙の報道では、完全に建てかえと言っているわけですよね。前回も言いましたが、あなた方は慎重にやるという方策をとっているのだけれども、これはやり方として非常に政治的な側面が強過ぎて、県財政にかかる負担は相当なものだと思うのです。それをいわて県民計画(2019～2028)から打ち出さないで、にわかになんか中途からやるということについては、私はかなり抵抗感があります。

それを最初に申し上げて、これはかなり大事な話だからまず質問しますが、きょうお示しをいただいた現地建てかえ、移転新築、改修プラス増築、これらの事例については、他県ではいろいろな事情があると思いますけれども、検討期間をどれぐらいかけて完成に至ったのか、議会も理解を示した上で進めたのはいつなのか、把握していますか。あなた方はさっき言ったように常に温めてきたと言うけれども、いずれ俎上に上がったのはこの間ですからね。

それから、もう一つ大事なことは、新築移転となった場合、法的に盛岡市でなければならないということはあるのでしょうか。県庁所在地が盛岡市だから盛岡市、現在そうなる。議会の中でどこか別のところと言ったら、そういうことは可能なのですか。

○和田管財課総括課長 まず、他県の整備の検討の期間でございますけれども、長崎県の例を見ますと、まず先に移転するか建てかえるか、県庁舎が耐震基準に適合していないということで、建てかえるか、耐震改修をするかというのが問題になりまして、その際現地で面積が少し足りないということもあって、新駅のほうに用地を買って建てたのですが、用地を移転するまでにまず10年ぐらい議論を要したと。その上で、県庁舎のあり方について、さらに10年ぐらいを要して検討しているということです。

それから、盛岡市が県庁所在地として適当かどうかでございますけれども、地方自治法の規定で庁舎の位置を定めることにされていまして、さまざまな県民の利便性だとか、関係機関との関係性だとか、そういったものに配慮して、今現在のこの位置に設置されておりますので、県庁舎の位置を設定するに当たっては、そういったものに配慮して決定することになります。

○飯澤匡委員 正確に教えてください。配慮とかそういうのではなくて、法的に決まっているのかどうか、盛岡市でなければだめなのか。

それからもう一つ、長崎県の例だけ出したけれども、他県はどうなったのか、三つ聞いたのだから、きちんと教えてください。

○和田管財課総括課長 申し訳ございません。埼玉県と神奈川県の場合は、整備期間については同じように10年ぐらい、構想から建てるまでにかかっているということは把握していますが、その前段階でどのぐらい議論があったかということは手元の資料で調べておりませんので、そういった形となっております。

それから、先ほどの法的な位置づけについては、条例事項になっております。

○飯澤匡委員 埼玉県というのはどこに書いてあるのですか。

○和田管財課総括課長 済みません、岐阜県と神奈川県の場合です。

○飯澤匡委員 近年は3県だけかどうかもわからないので、議論の期間は参考にすべきだと思うのです。今御紹介があっただけでも10年かけているわけですよ。非常に大きな財政負担が伴うし、県民の理解にも相当な時間を要するものだと私は思っています。

これは大事な部分ですから菅野ひろのり委員長、ここは詳細に、いざスタートしてからどれぐらいかけて県民の理解を得て、竣工し、完成したかというのは重要な観点だと思うので、委員長名でしっかり資料を出すようによろしくお願ひしたいと思います。

それから、知事の任期はもうあと1年なのですよね。1年に迫ってきて、今回は9月補正予算で耐震関係の補正予算を認めてほしいということを出されるということなのですが、来年の選挙で新しい知事になった場合に、既定路線に乗せたままさせるのではなくて、しっかり県民世論を喚起させてやる方策を考えなければならないと思うのですが、

そこら辺のスケジュールを含めて、これは千葉総務部長にお伺いします。

○**千葉総務部長** 先ほど和田管財課総括課長からスケジュール案をお示ししましたが、令和5年度から6年度以降と書いているところではありますが、飯澤匡委員からも御指摘のとおり、すぐさま何か方針が決まるものではないということでありまして、耐震診断で7カ月、その後いろいろな検討するわけでございます。耐震診断そのものは建てかえしようがしまいが、やらなければいけないことですので、これはフラットな形でやらせていただきますけれども、その後の検討につきましては、恐らく時間がかかりますので、どちらかということをしぐさま判断することにはならないのではないかと考えております。

○**工藤大輔委員** 県庁舎の関係で確認させてもらいたいと思います。

まず、前回さまざま質問した中で、こういった資料をつくりながら説明していただいたことには感謝したいと思います。

耐震診断を実施すると、結果が出るのが7カ月後という認識でいいのかということと、その後のあり方検討会は庁内検討と記述がありますが、ここにどの程度の時間がかかるのか、あるいは外部識者等も入れながら検討を進めるのかどうか、盛岡市が進めている（仮称）内丸プラン、盛岡市役所もどこにするか議論がある中で、検討もそこに入っていると思いますけれども、（仮称）内丸プランの策定に当たってはここに県庁舎があるかないかによって、中身は随分変わってくるのではないかと前回指摘しました。これで見ると、盛岡市の（仮称）内丸プランは、令和5年度に策定する。そして、事業化に向けた検討は令和6年以降ということで、既存の県庁舎を使うのか、あるいは新築するのか、移転するのかという決定と、盛岡市の（仮称）内丸プランとの整合性がとれるのか、その点について考え方をお聞きしたいと思います。

○**和田管財課総括課長** まず、1点目はあり方検討の具体的なスケジュールかと思いません。

一つは、まず耐震診断によりまして、現庁舎の強度、補強の程度、改修費用、補強後の残存期間、こういったことが明らかになることにより、まず耐震基準を満たしていないということですので、耐震化への対応、そして改修と建てかえをした場合の具体的な比較検討ができると考えております。その結果が、議会で成立した後、契約行為をするわけなのですけれども、そこから7カ月後に出てくるということでございます。

そこから改修する場合と建てかえする場合の規模や機能、整備費用などの将来的な経費負担の見通しや専門家の知見も得ながら、幾つか案をつくりながら比較検討していくことになると思います。

耐震診断結果により、現在の県庁舎が大規模地震による倒壊、崩壊の危険性がかなり高いといった場合については、早くても来年度内にでも現庁舎の耐震改修の判断が必要になってくると思いますけれども、倒壊、崩壊の危険性が低く、躯体もある程度健全だ

ということであれば少し時間をかけて、そういったあり方検討をすることを考えております。

したがって、そのあり方検討の結論が最終的にいつぐらいのあたりに出てくるかという具体的な時期については、現段階では明言することは難しい状況でございます。

それから、(仮称)内丸プランとの関係とでございますけれども、現在盛岡市が策定している(仮称)内丸プランというのは、土地利用の方針だとか、複数の事業化などを盛り込んだまちづくりのビジョンというイメージ、これを複数案提示するような形で策定が進められているところでございます。当然その中には県庁舎がどうなるのかということは、工藤大輔委員のお話のとおりでございます。いずれそのエリアの中に所在する建物ごとにさまざま老朽化の度合いもございますから、エリアの一带の面整備とあわせて建物そのもののあり方を検討していくことになるかと思っております。

(仮称)内丸プランの中で県庁舎が残るかどうかということではなくて、(仮称)内丸プランに参画しながらそういった県庁舎のあり方ともあわせて意見交換の場がございますので、そういった検討の実情等にも触れながら(仮称)内丸プランに参画をしていきたいと考えております。

○工藤大輔委員 耐震を実施するのが7カ月後となれば、結果が出るのは来年の4月くらいだろうと。通常考えれば、あり方検討はかなり時間を要するのかと、1年くらいは少なくともかかると思うのですが、我々の任期の後でなければ改修するか、建てかえするかという方向性の結論は出ないという認識でよろしいか。

それと(仮称)内丸プランの関係ですけれども、岩手県の立場でいえばそうなのかもしれないけれども、盛岡市がつくるプランですから、盛岡市の立場に立ってみて、(仮称)内丸プランの中に県庁舎があるなしは関係ないと、全く影響しないということではないですか。

○和田管財課総括課長 (仮称)内丸プランについては、内丸全体の持つ可能性、そういったものを広域的な観点でどういう面整備をしていけばいいかということをもさまざま整備手法も含めて複数案提示すると伺っておりますので、その中に当然県庁舎もエリアの中に含まれることですから、引き続き県庁舎の改修、建てかえ等のあり方の方向性の実情をお伝えしながら(仮称)内丸プランに参画していきたいと考えております。

○千葉総務部長 先ほどの飯澤匡委員からの御質問にもありましたけれども、いつ決まるのかというところで、私どもの立場からすると選挙を挟む、挟まないというところは置かせていただくと、恐らく時間がかかるものと思っております、これが1年なのか2年なのかと言われると、なかなかここは言いづらいところはあるのですけれども、相当程度検討時間は必要なのではないかと考えております。

○工藤大輔委員 盛岡市の立場から見れば、(仮称)内丸プラン策定するときにはやはり内丸全体の将来的な方向性が見定まってから策定したいというのが本音だと思うし、そうあるべきなのだと思います。県庁舎がどうなるかわからないということで、本来は(仮

称) 内丸プランは策定しないほうがいいのではないかと思います。やはり岩手県と盛岡市との意思疎通が十分に取れてこなかったのではないのかと、あるいは取れていないのではないのかと感じます。盛岡市役所も新たにどう整備するかということと、時を同じくして県庁の話もということになれば、本来は全てセットで進められることが望ましかったのではないかと、これは指摘したいと思います。

いずれこれは、県民に、また盛岡市民に与える影響は非常に大きいと思うので、これらをセットでしっかりと進めていかなければならないと思います。その点は要望したいと思います。あと伺いたいのは4ページの改修し、一部賃貸となった場合のこの仮に改修にワンフロアが使用不可となった場合というのは、改修すればどこかのフロアが使えなくなるということだと思いますが、4月に耐震結果が出て、崩壊の恐れがあるとなった場合には、即時判断しなければならないと思いますが、もう少しこの点を説明してください。

○和田管財課総括課長 他県の例でも、本県の県庁舎より前に竣工した庁舎を耐震改修して使っているという例は非常に多く、例えば青森県などでは昭和35年に竣工した庁舎が減築工事をして、その減築した分を他の出先機関だとか、あるいは青森県の所有施設へ移転させたり、執務面積の再配置をしております。

したがって、今回神奈川県の新庁舎の免震改修をしたときに1層を丸ごと潰した例がございますので、仮にどこかワンフロアを免震層で埋めたとした場合、そこに入っている執務面積が減じられることとなりますから、その分の執務面積をほかに確保しなければならないということで、これは仮定なのですけれども、現在人事委員会は朝日生命ビルに入っておりますので、その辺の賃貸料と外に出したときの執務面積を掛けた単価を掛けて年で大体1億5,000万円ぐらい、今の状態で借りるとすればそのぐらいかかるので、それを今後躯体が40年程度もつという前回の劣化診断の結果も出ていますので、40年間使用すれば、さらに改修費用プラスそのぐらいがかかるということで、参考までに例示したものでございます。

○工藤大輔委員 わかりました。(仮称)内丸プランの中には岩手医科大学附属病院の跡地なども入ってくると思うので、その辺も含め、意向も確認しながらだと思いますが、こちらに記述されているとおり、議会に対しても情報提供、報告をしっかりとやっていただきながら進めていただければと思います。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、以上をもって総務部からの報告を終わります。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の9月の県外調査につきましては、9月6日から8日まで2泊3日の日程で実施いたしますので、御参加をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。